

愛知県飼養衛生管理指導等計画
(令和6～8年度)

令和3年4月

(令和6年4月改正)

目次

はじめに

- 1 飼養衛生管理指導等計画の策定について 1
- 2 本計画の期間 1
- 3 本計画の公表及び報告 1

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

I 本県の畜産業及び家畜衛生の現状

- 1 牛、めん羊及び山羊の飼養状況等 2
- 2 豚及びいのししの飼養状況等 2
- 3 家きんの飼養状況等 2
- 4 馬の飼養状況等 2
- 5 各畜種共通の状況 3
- 6 家畜衛生関係機関 3

II 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

- 1 畜種ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題 4
- 2 畜産関係団体等における課題 5

III 指導等の実施に関する基本方針

- 1 飼養衛生管理基準の周知 6
- 2 飼養衛生管理マニュアル及び自己点検 6
- 3 遵守状況の確認と指導 6
- 4 遵守状況等の情報共有 6
- 5 クロスコンプライアンスの推進 7

第二章 家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

I サーベイランスの実施

- 1 家畜を対象としたサーベイランスの実施方針 7
- 2 家畜を対象としたサーベイランスの実施計画 7
- 3 野生動物を対象としたサーベイランス 8

第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

- 1 重点的に指導等を実施すべき事項の選定 9
- 2 優先事項等の選定と公表 11

II I 以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項 11

第四章 家畜の所有者等又は生産者団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

I 家畜の所有者等又は生産者団体が行う自主的措置への支援	12
------------------------------	----

第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

I 県の体制整備	
1 家畜防疫員の確保	12
2 家畜防疫員の育成	13
II 飼養衛生管理者の選任及び研修等	
1 飼養衛生管理者の選任	13
2 飼養衛生管理者に対する研修・教育	13
3 飼養衛生管理者に対する情報提供	14
III その他指導等の実施体制に関する事項	14

第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

I 協議会等の活用と相互連携	14
II 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応	16
III 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針	16

愛知県飼養衛生管理指導等計画

令和3年4月
(令和6年4月改正)
愛知県公表

はじめに

1 飼養衛生管理指導等計画の策定について

平成30年9月、国内で26年ぶりに飼養豚で豚熱の発生が確認され、令和5年8月までに20都県89事例が確認され、約37万頭の豚が殺処分された。本県においても、平成31年2月から令和元年12月までに18例の発生が確認され、約6万5千頭の豚を殺処分した。また、野生いのししにも豚熱ウイルスが浸潤し、本州での感染区域が拡大している。

口蹄疫は引き続き近隣諸国で発生が確認されていることに加え、平成30年8月にはアジア地域へアフリカ豚熱が侵入し、その後感染が拡大しており、越境性疾病の国内への侵入リスクが高まっている。

また、高病原性鳥インフルエンザは、カモ類などの渡り鳥が海外からウイルスを持ち込むと考えられており、平成16年以降、全国的な発生が繰り返し確認され、令和4年10月から令和5年4月までに26道県84事例、令和5年11月から令和6年3月までに9県10事例が確認された。本県でも平成21年、23年及び令和4年に発生が確認された。

これらの状況を踏まえ、生産現場における飼養衛生管理基準の遵守の徹底を図り、家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止をより一層徹底する必要がある。

以上のことから、本県の実情を踏まえて効率的かつ計画的な飼養衛生管理に係る指導等を推進するため、国の策定する飼養衛生管理指導等指針（以下「指導指針」という。）で示された方針を踏まえ、家畜伝染病予防法第12条の3の4の規定に基づき、本計画を策定した。

2 本計画の期間

本計画の期間は、令和6年4月から令和9年3月の3年間とする。

なお、原則として3年ごとに見直す。国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況等を踏まえて見直される指導指針、県内における家畜の伝染性疾病の発生状況及び本計画の推進状況など状況の変化により、随時見直す。

3 本計画の公表及び報告

本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なくこれを県ホームページ等で公表するとともに、農林水産大臣に報告する。なお、国から本計画の策定、変更等に係る助言があった場合は、本県の実情を考慮した上で、可能な限りその助言を反映させる。

第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

I 本県の畜産業及び家畜衛生の現状（農場数及び頭羽数は令和5年2月時点の定期報告、飼養衛生管理基準の遵守状況は指導指針に基づく令和5年度の報告）

1 牛、めん羊及び山羊の飼養状況等

乳用牛の飼養農場数及び飼養頭数は226農場、約19,900頭（平均88頭/農場）、肉用牛は272農場、約42,500頭（平均156頭/農場）である。知多半島及び渥美半島では大規模農場が多く、畜産団地を形成するなど農場が密集している地域もある。

特に、知多半島には乳肉複合の農場が多数あり、それらの多くは初妊牛を北海道から導入している。一方、渥美半島には後継牛の候補である子牛を県外で育成する農場が多い。

めん羊及び山羊は229農場、約1,460頭で、小規模農場が多い。

牛における飼養衛生管理基準の遵守率は多くの項目で90%を超えているが、衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用（72.8%）、衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等（78.5%）、畜舎に立ち入る者の手指消毒（74.6%）、衛生管理区域内の整頓及び消毒（76.2%）の項目で低くなっている。

2 豚及びいのししの飼養状況等

豚及びいのしし（以下、「豚等」という。）の飼養農場数及び飼養頭数は304農場（うち小規模133農場）、約290,000頭（小規模農場を除く平均1,693頭/農場）で、渥美半島には県内の約4分の1の農場が所在し、さらに畜産団地等で農場が密集している地域もある。また近年、愛玩豚等の小規模農場が増加している。

豚における飼養衛生管理基準の遵守率は多くの項目で90%を超えている。

3 家きんの飼養状況等

採卵鶏の飼養農場数及び飼養羽数は358農場（うち小規模185農場）、約8,400千羽（小規模農場を除く平均48.5千羽/農場）、肉用鶏は46農場、約1,490千羽（平均32.4千羽/農場）で、いずれも中小規模の農場が多い。特に採卵鶏で小規模農場が増加している。

うずらは54農場（うち小規模31農場）、約2,653千羽（小規模農場を除く平均115千羽/農場）で、全国のうずら卵産出額の約6割を占めている。

鶏における飼養衛生管理基準の遵守率は多くの項目で90%を超えている。

4 馬の飼養状況等

馬の飼養農場数及び飼養頭数は106農場、約1,520頭（平均14頭/農場）で、農場の多くは乗馬施設であるが、飼養頭数の多くは2か所の競馬関連施設で飼養されている。

飼養衛生管理基準の遵守率は多くの項目で90%を超えている。

5 各畜種共通の状況

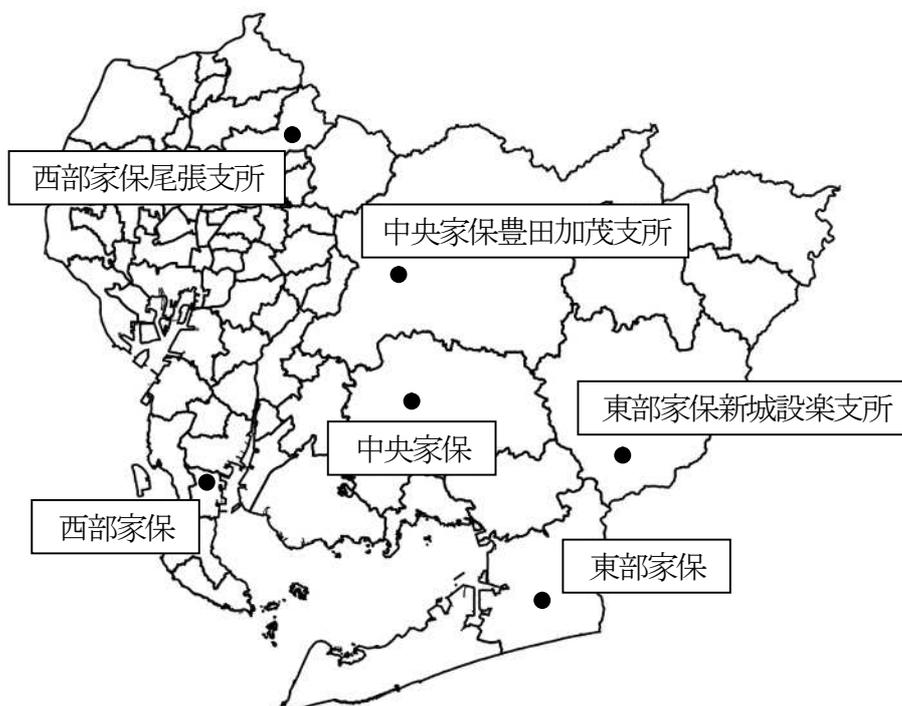
後継者不足や都市化の進展等により廃業が進み、農場数は年々減少傾向にあるものの、知多半島及び渥美半島等の大規模農場を中心として、畜産クラスター事業等を活用した規模拡大が進んでいる。

一方で、中小規模の農場では、資金面等の問題から新たな施設整備等が難しくなっており、大規模農場と中小規模農場の規模の格差が広がっている。

6 家畜衛生関係機関

尾張・知多、西三河及び東三河の各地域に家畜保健衛生所（以下「家保」という。）（本所・支所）を設置し、県中央部に位置する中央家保には、精密検査を実施する高度病性鑑定施設を併設している。

家保名	管轄市町村名
西部家保	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、武豊町、東浦町、南知多町、美浜町
尾張支所	名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、津島市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村
中央家保	岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町
豊田加茂支所	豊田市、みよし市
東部家保	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市
新城設楽支所	新城市、設楽町、東栄町、豊根村



また、県内の飼養豚における豚熱の発生を受け、令和元年8月に畜産課内に家畜防疫対策室を設置し、県関係機関、市町村及び畜産関係団体等と連携した家畜伝染病発生農場及び周辺農場への対応、発生に備えた対応、農場における飼養衛生管理基準の遵守に向けた支援等の強化を図った。

同じく令和元年8月に設置された野生イノシシ対策室において、野生いのししを介した豚熱ウイルスの拡散防止のため、県関係機関、市町村及び関係団体と連携し、野生いのししの捕獲強化や経口ワクチン散布等を実施している。

II 家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

1 畜種ごとの家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

畜種	家畜の伝染性疾病の発生状況	家畜衛生上の課題
牛	<ul style="list-style-type: none"> ・ヨーネ病：散発的な発生が認められる。(年間0～4例発生) ・牛ウイルス性下痢：まれに発生が認められる。(平成29年に1例発生) ・牛伝染性リンパ腫：と畜場において毎年発生している。(毎年30～45例発生) ・牛伝染性鼻気管炎：まれに発生が見られる。(令和元年に1例発生) ・牛サルモネラ症：<i>Salmonella</i> Typhimuriumによるサルモネラ症が発生している。(令和5年に1例発生) 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳用牛農場では、日常的に農場に出入りする人や車両が多く、衛生管理区域への病原体侵入のリスクが高い。 ・初妊牛導入、預託等による牛の移動が多く、広域からの病原体侵入のリスクが高い。
めん羊・山羊	<ul style="list-style-type: none"> ・発生なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・愛玩用を含む小規模農場が多く、診療や衛生指導が可能な民間獣医師が少ない。
豚	<ul style="list-style-type: none"> ・豚熱：平成31年2月から令和元年12月までに18例の発生があった。 ・サルモネラ症：非定型ST (<i>Salmonella</i> Typhimurium)によるサルモネラ症が発生している。(平成30年に8例、令和2年に4例発生) ・豚流行性下痢：平成26年2月から30年4月にかけて県内全域で発生が認められた。(平成26年に75例、平成27年に23例、平成28年に8例、平成29年に11例、平成30年に1例発生) ・豚丹毒：と畜場において毎年発生している。(毎年4～10例発生) ・豚繁殖・呼吸障害症候群：近年、離乳舎での 	<ul style="list-style-type: none"> ・野生いのししを始めとする野生動物による、衛生管理区域への病原体侵入のリスクが高い。

	発生が見られる。	
鶏	<ul style="list-style-type: none"> ・高病原性鳥インフルエンザ：平成 23 年に 2 例、令和 4 年に 2 例の発生があった。 ・ロイコチトゾーン症：散発的な発生が認められる。（平成 28、29 及び 30 年に各 1 例発生） ・伝染性気管支炎：散発的な発生が認められる。（平成 30 年に 3 例、平成 31 年に 1 例、令和 2 年に 4 例、令和 3 年に 1 例、令和 4 年に 2 例、令和 5 年に 2 例発生） ・マレック病：散発的な発生が認められる。（平成 31 年に 1 例、令和 2 年に 3 例、令和 3 年に 4 例） 	<ul style="list-style-type: none"> ・干潟やため池等があり、野鳥由来の鳥インフルエンザウイルス等が鶏舎へ侵入するリスクが高い。
うずら	<ul style="list-style-type: none"> ・高病原性鳥インフルエンザ：平成 21 年に 7 例の発生があった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 つの畜舎に複数のロットを飼養しており、オールイン・オールアウトが難しいため、病原体が侵入した際の清浄化に課題がある。
馬	<ul style="list-style-type: none"> ・発生なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・競馬関連施設があり、県域を越えた馬の移動が多く、広域からの病原体の侵入のリスクが高い。
共通		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模化により、人や車両の農場への出入りの機会が増加し、衛生管理区域への病原体侵入のリスクが増大している。 ・農場密集地域では、近隣農場からの病原体侵入のリスクが高い。 ・県内に国際空港があり、人や物の交流が盛んで、海外から病原体に汚染された畜産物が不法に持ち込まれることにより、地域への海外悪性伝染病等の侵入のリスクが高い。

2 畜産関係団体等における課題

(1) 関連事業者

県内には、化製場、と畜場、食鳥処理場並びに飼料製造業者等が多数所在しており、その事業範囲は県内にとどまらず広域となっていることから、県域を越えて広範囲に家畜の生体及び死体や家畜関連資材等の移動が多く、県内への病原体侵入防止対策、県外への病原体拡散防止対策には関連事業者の協力を得ることが不可欠となっている。

(2) 産業動物獣医師

産業動物診療獣医師の高齢化が進んでいることや、産業動物診療施設が偏在しているこ

とから、今後、獣医療の提供の継続が困難となり、診療や衛生指導が行き届かなくなる地域が発生する懸念がある。

Ⅲ 指導等の実施に関する基本方針

1 飼養衛生管理基準の周知

家畜の所有者及び農場の飼養衛生管理者（以下「家畜の所有者等」という。）、市町村、畜産関係団体、関連事業者及び産業動物獣医師等に対して、農場への立入りや研修会の実施等により飼養衛生管理基準の内容について周知する。

2 飼養衛生管理マニュアル及び自己点検

家畜の所有者等に農場ごとの特性を踏まえた助言を行うとともに、農場ごとの飼養衛生管理マニュアルに従い管理するよう指導する。また、家畜の所有者等は自己点検を年1回以上行い、その結果を農場内で共有するとともに、改善が必要な場合は対策を講じる。

特に、豚又はいのししの飼養衛生管理者は、3か月に一度自己点検を行う。また、家きんの飼養衛生管理者は、高病原性鳥インフルエンザ等の発生リスクに備え、毎年10月から翌年3月までの期間は自己点検を毎月行う。自己点検の結果、改善が必要な場合は早急に対策を講じる。また、自己点検及び改善結果を家保へ報告し、報告を受けた家保は必要に応じて立入等により指導する。

3 遵守状況の確認と指導

毎年、各家畜の農場の飼養衛生管理基準の遵守状況及び法第12条の4による定期報告等として行う自己点検結果について、年間指導スケジュール（別紙1）に基づき、農場への立入り等の手段により確認及び指導する。その際は、後述する各年度の重点的に指導等を実施すべき事項を中心に指導することとし、農林水産省が作成する「飼養衛生管理基準の遵守指導の手引き」を活用する。

家畜の所有者等の不遵守を確認し、指導してもなお正当な理由なく改善しない場合は、法第12条の5の規定により指導及び助言する。

家畜の所有者等が前述の指導及び助言に従わず、なお正当な理由なく飼養衛生管理基準を遵守していない場合は、法第12条の6第1項又は法第34条の2第1項の規定により勧告する。

家畜の所有者等が正当な理由なく前述の勧告に従わないときは、法第12条の6第2項又は法第34条の2第2項の規定により命令する。

さらに、家畜の所有者等が正当な理由がなくその命令に従わなかったときは、所有者名及び違反の内容等を公表する。

4 遵守状況等の情報共有

遵守状況の確認と指導を行った際は、家畜の所有者等に対し、飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果をフィードバックする。併せて、指導内容を飼養衛生管理マニュアル等に反映

させるよう指導する。

また、必要に応じて、市町村、畜産関係団体、関連事業者及び産業動物獣医師等に対して、飼養衛生管理基準の遵守状況について情報共有する。

5 クロスコンプライアンスの推進

畜産事業者に対する補助事業を実施するに当たり、飼養衛生管理基準の遵守に係るクロスコンプライアンスの導入を推進する。

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）においては、「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業における飼養衛生管理に係るクロスコンプライアンスの運用規程」に基づき、埋却等の準備及び野生動物の侵入防止に係る項目の遵守状況を事業申請時に確認し、不遵守が認められた場合は、原則、補助事業の対象としない。

第二章 家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

I サーベイランスの実施

1 家畜を対象としたサーベイランスの実施方針

(1) 全国的サーベイランス

広範囲にまん延し畜産経営に被害を及ぼす可能性のある家畜の伝染性疾病について、感染家畜の摘発、清浄性の確認等を目的とし、国が定める方針に基づき検査を実施する。

(2) 地域的サーベイランス

地域における家畜の伝染性疾病の発生状況、抗体保有状況等を把握することにより、県内における防疫体制の確立に資することを目的として実施する。

2 家畜を対象としたサーベイランスの実施計画

畜種	対象疾病名及び目的	対象家畜の種類及び範囲	検査の方法
牛	ブルセラ症 (全国的サーベイランス)	牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持 サーベイランス実施要領に定められて いる牛	エライザ法検査等
	結核 (全国的サーベイランス)	牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持 サーベイランス実施要領に定められて いる牛	ツベルクリン検査等
	ヨーネ病 (全国的サーベイランス)	愛知県ヨーネ病防疫対策実施要領に定 められている牛	臨床検査、エライザ法 検査及びリアルタイム PCR法検査等

	牛の伝達性海綿状脳症 (全国的サーベイランス)	牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病 防疫指針に定められている牛	エライザ法検査
	アカバネ病 (全国的サーベイランス)	牛のアルボウイルス感染症サーベイラ ンス実施要領に定められている牛	中和試験
めん 羊・ 山羊	めん羊及び山羊の伝達性海 綿状脳症 (全国的サーベイランス)	伝達性海綿状脳症 (TSE) 検査対応マニ ュアルに定められているめん羊及び山 羊	ウエスタンブロット法 検査、免疫組織化学的 検査
豚	豚熱 (全国的サーベイランス、 豚熱ワクチン接種地域にお ける豚熱予防的ワクチンに よる免疫付与状況確認)	豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針 に定められている豚等	エライザ法検査、PCR 法検査及び蛍光抗体法 検査等
	アフリカ豚熱 (全国的サーベイランス)	アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病 防疫指針に定められている豚等	PCR 法検査等
	オーエスキー病 (全国的サーベイランス)	愛知県オーエスキー病防疫対策実施要 領に定められている豚	ラテックス凝集反応検 査、エライザ法検査及 び中和試験
	豚繁殖・呼吸障害症候群 (地域的サーベイランス)	愛知県地域的サーベイランス実施要領 に定められている豚	臨床検査及びエライザ 法検査
家 きん	高病原性及び低病原性鳥イ ンフルエンザ (全国的サーベイランス)	高病原性鳥インフルエンザ及び低病原 性鳥インフルエンザに関する特定家畜 伝染病防疫指針に定められている家き ん	臨床検査、エライザ法 検査、寒天ゲル内沈降 反応検査及びウイルス 分離検査
	伝染性気管支炎 (地域的サーベイランス)	愛知県地域的サーベイランス実施要領 に定められている家きん	PCR 法検査
蜜蜂	腐蛆病 (地域的サーベイランス)	愛知県地域的サーベイランス実施要領 に定められている蜜蜂	肉眼的検査、脱脂乳に よる試験及び細菌学的 検査

3 野生動物を対象としたサーベイランス

豚熱及びアフリカ豚熱について、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針及びアフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、関係団体と連携し、野生いのししのサーベイランスを実施する。

第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

1 重点的に指導等を実施すべき事項の選定

指導指針に基づき、飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項（以下、「重点指導事項」という。）は、以下のとおりとする。

重点指導事項

畜種	重点指導事項	期間	理由
牛等	(1) 家畜の所有者の責務の徹底 (2) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 (3) 衛生管理区域の適切な設定 (4) 記録の作成及び保管 (5) 衛生管理区域の出入口における車両の消毒 (6) 特定症状が確認された場合の早期通報 (7) 埋却等の準備 (8) 愛玩動物の飼育禁止 (9) 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 (10) 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	令和6～8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び持続的な改善に向け、継続的な指導が必要なため。 ・同上 ・同上 ・継続的な指導が必要なため。 ・同上 ・まん延防止に最も重要であり、継続的な指導が必要なため。 ・迅速なまん延防止措置を行う上で重要であり、継続的な指導が必要なため。 ・遵守率が低く、指導を強化する必要があるため。 ・同上 ・同上
豚等	(1) 家畜の所有者の責務の徹底 (2) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 (3) 衛生管理区域の適切な設定 (4) 記録の作成及び保管 (5) 処理済みの飼料の利用 (6) 衛生管理区域への野生動物の	令和6～8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理マニュアルの持続的な改善に向け、継続的な指導が必要なため。 ・同上 ・同上 ・継続的な指導が必要なため。 ・同上 ・設置後の点検及び修繕について継

	<p>侵入防止</p> <p>(7) 畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒</p> <p>(8) 畜舎外での病原体による汚染防止</p> <p>(9) 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕</p> <p>(10) 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒</p> <p>(11) 特定症状が確認された場合の早期通報</p> <p>(12) 埋却等に備えた措置</p>		<p>継続的な指導が必要なため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的な指導が必要なため。 ・継続的な指導が必要なため。 ・設置後の点検及び修繕について継続的な指導が必要なため。 ・継続的な指導が必要なため。 ・まん延防止に最も重要であり、継続的な指導が必要なため。 ・迅速なまん延防止措置を行う上で重要であり、継続的な指導が必要なため。
家きん	<p>(1) 家きんの所有者の責務の徹底</p> <p>(2) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底</p> <p>(3) 衛生管理区域の適切な設定</p> <p>(4) 記録の作成及び保管</p> <p>(5) 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用</p> <p>(6) 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕</p> <p>(7) 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒</p> <p>(8) 特定症状が確認された場合の早期通報</p> <p>(9) 埋却等に備えた措置</p> <p>(10) 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用</p> <p>(11) 監視伝染病の発生に備えた対応計画の策定</p>	令和6～8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び持続的な改善に向け、継続的な指導が必要なため。 ・同上 ・同上 ・継続的な指導が必要なため。 ・同上 ・同上 ・同上 ・まん延防止に最も重要であり、継続的な指導が必要なため。 ・迅速なまん延防止措置を行う上で重要であり、継続的な指導が必要なため。 ・継続的な指導が必要なため。 ・対応計画の策定及び持続的な改善に向け、継続的な指導が必要なため。
馬	<p>(1) 家畜の所有者の責務の徹底</p>	令和6～8年度	<ul style="list-style-type: none"> ・飼養衛生管理マニュアルの作成及

	(2) 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 (3) 衛生管理区域の適切な設定 (4) 記録の作成及び保管 (5) 器具の定期的な清掃又は消毒等	び持続的な改善に向け、継続的な指導が必要なため。 ・同上 ・同上 ・継続的な指導が必要なため。 ・同上
--	---	---

※ 牛等：牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊

《重点指導事項に関する留意点》

- (1) 飼養衛生管理マニュアルは、全ての従業員が理解できる内容とするとともに、従業員を対象とした講習会の開催頻度や、消毒等の記録の方法についても規定するよう指導する。
- (2) 家畜の死体の埋却の用に供する土地（以下、「埋却地」という。）又は焼却施設の確保が困難な場合、県が土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置を講ずるに当たり、家畜の所有者に求める取組を行うよう指導する。
- (3) 家きんの「野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕」の項目について、除糞ベルトや集卵ベルトの通過口等からの野生動物の侵入を防止するため、カバーやシャッターの設置等の対策を行うとともに、それらの点検方法・体制について飼養衛生管理マニュアルに記載するよう指導する。

2 優先事項等の選定と公表

原則として3年間の計画期間中に当該家畜全農場における必要な指導等が完了するよう、年度ごとに優先的に指導等を実施すべき家畜の種類、地域及び重点指導事項並びにその理由（以下、「優先事項等」という。）を定め、県ホームページ等で公表する。

II I以外で推奨すべき、飼養衛生管理上の事項

- 1 家畜の主要な伝染性疾病について、感染した家畜の症状、感染経路及び有効な消毒薬等について、家畜の所有者等、関連事業者及び産業動物獣医師等へ周知し、発生防止の指導を行う。
- 2 家畜の所有者等に、国及び県から発信される家畜防疫に関する情報を適時把握できるよう、メールアドレスの取得やインターネット接続環境を整備するよう促す。
- 3 市町村等と連携し、埋却地の不足等に備えた利用可能な公有地及び焼却施設のリストアップ並びに発生時の利用の調整を行う。
- 4 大規模所有者のうち、特に家畜の頭数が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大

な時間を要すると考えられる者に対して次の事項を指導する。

- (1) 発生に備えた対応計画の策定
- (2) 発生時の防疫措置について必要に応じた周辺住民への説明
- (3) 発生リスクが高まった際に使用する消毒薬や殺鼠剤等の備蓄

5 4の対応計画は次の項目を含むものとするよう指導する。また、人員や資機材の供与など、所有者が担う責任と役割を明確化するよう指導すること。

- (1) 防疫措置中の農場内の動線図
- (2) 家畜の死体の処理方法

6 家畜の所有者から農場の分割管理について相談があった際は、適切な分割管理がなされるために必要な指導を行う。また、必要に応じて家畜の所有者等に対して農場の分割管理への取組について提案及び周知を行う。

第四章 家畜の所有者等又は生産者団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

I 家畜の所有者等又は生産者団体が行う自主的措置への支援

- 1 家畜の所有者等、市町村、畜産関係団体等に対し、メールや会議等の機会を活用し、国内外の家畜の伝染性疾患の発生状況、最新の科学的知見や疫学情報及び飼養衛生管理基準の遵守状況等の情報を提供し、家畜衛生意識の向上を図る。
- 2 市町村や各地域の畜産関係団体等が、飼養衛生管理基準の内容等に関する研修会や防疫演習等を行う場合には、飼養衛生管理の優良事例の紹介や県内外の家畜伝染病の発生時の防疫措置状況等の情報を提供し連携強化を図る。
- 3 各種サーベイランス結果等に基づく地域の疾病発生状況や各農場の病性鑑定結果や衛生状況、と畜検査結果等を取りまとめ、農場への立入検査時に家畜の所有者等と共有し、衛生管理指導をするとともに、必要に応じて、農場が自主的に行う従業員勉強会への講師派遣や資料提供等を行い、農場の衛生対策を強化する。

第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

I 県の体制整備

1 家畜防疫員の確保

獣医系大学の就職説明会への参加や、インターンシップの積極的な実施等を通じて、本県における家畜防疫員の業務の魅力を発信することで、獣医師確保に努める。

また、家畜伝染病発生時など業務に必要な家畜防疫員が不足する場合には、保健医療局の

獣医師職員や県退職獣医師、民間獣医師等の潜在的人材を活用し、家畜防疫員の確保に努める。

2 家畜防疫員の育成

新規採用職員や中堅職員など各職員の能力や経験に応じて、きめ細かな研修会を開催することにより、家畜防疫員の知識や技術の向上を図る。

また、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門（動物衛生研究部門）が開催する家畜衛生講習会等へ職員を参加させ、得られた知見を広く職員に伝達し、新たな知見を習得させる。

さらに、国（動物検疫所）との人事交流により相互連携を強化し、幅広い知識を備えた人材の育成を図る。

県が開催する研修会

名称	研修内容
スターティング研修	本県畜産業及び家保業務、病性鑑定業務の理解
レベルアップ研修	動物衛生研究部門が開催する家畜衛生研修会等の受講者による伝達講習、病性鑑定実技トレーニング、畜種別に農場指導等に必要な知識及び技術の習得

II 飼養衛生管理者の選任及び研修等

1 飼養衛生管理者の選任

- (1) 家畜の所有者に対して、衛生管理区域ごとの飼養衛生管理者を確実に毎年の定期報告で報告させる。また、当該管理者が飼養衛生管理を適切に実行できないと考えられる場合は、家畜の所有者に対し、経験や知識、管理能力がある者を飼養衛生管理者として見直すよう指導する。
- (2) 馬を除く家畜の大規模所有者に対して、飼養衛生管理基準に基づき、畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置するよう指導する。
- (3) 家畜衛生に関する情報提供を確実に行うため、飼養衛生管理者を変更した場合には、速やかに変更後の飼養衛生管理者の氏名等を報告するよう家畜の所有者に対して依頼する。

2 飼養衛生管理者に対する研修・教育

飼養衛生管理者が必要な知識の習得や技術の向上を図ることができるよう、以下の事項に関して研修会の開催又は資料等の提供を行うとともに、家畜の所有者に対して飼養衛生管理者を当該研修等に参加させるよう指導する。

- (1) 国内外での家畜の伝染性疾病の発生状況
- (2) 飼養衛生管理基準の内容
- (3) 飼養衛生管理者がその他の従業員に対して行う教育等の方法
- (4) 本計画の内容

3 飼養衛生管理者に対する情報提供

- (1) 国からの情報提供や国内外で家畜の伝染性疾病の発生が見られた場合等、必要に応じてメール及びファックス等を活用し、最新情報を提供し注意喚起する。
- (2) 言語によるコミュニケーションに配慮する必要がある外国人従業員向けの情報提供には、外国語による資料の提供等を行うよう努める。

Ⅲ その他指導等の実施体制に関する事項

- 1 年間指導スケジュールを、本計画の期間にあわせ3年分作成する。また、必要に応じて見直す。
- 2 本計画を策定又は変更するにあたって、必要に応じて愛知県家畜衛生連絡協議会構成員（第六章のⅠの2）の意見を求める。
- 3 本計画の策定又は変更を国へ報告する際は、年間指導スケジュールを添付する。
- 4 前年度の本計画の実施状況、当該年度の家畜の飼養衛生管理の状況及び家畜防疫員の確保状況を、7月31日までに国へ報告する。
- 5 法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令の実施状況を、四半期ごとに国へ報告する。また、法第12条の6第3項及び第34条の2第3項の命令違反者を公表する場合は、速やかに国へ報告する。

第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

Ⅰ 協議会等の活用と相互連携

- 1 地域ブロックにおける家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のため、近隣県等と情報共有を図り、相互に連携する。

協議会等の名称	構成	協議内容
中部圏家畜伝染病防疫対策連携会議	関東・東海・北陸・近畿農政局 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県	・家畜伝染病等の発生状況 ・飼養衛生管理に係る指導状況 ・家畜衛生に係る課題 ・家畜伝染病発生時の相互連携 等
東海四県家畜衛生主任者会議	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	同上
東海四県家畜衛生担当会議	同上	同上
東海四県家畜防疫・衛生推進会議	同上	同上

(家保長会議)		
東海四県病性鑑定 実務担当者会議	同上	同上
県境防疫会議	県境で接する各県の家保	同上

2 県内における家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止の措置を円滑かつ的確に実施するため、市町村及び生産者団体等と愛知県家畜衛生連絡協議会を組織し、協議会構成員は家畜衛生に係る取組内容等について共有し、次の事項について相互に連携する。

協議会等の名称	構成
愛知県家畜衛生連絡協議会	市町村
	公益社団法人愛知県畜産協会
	愛知県農業協同組合中央会
	愛知県経済農業協同組合連合会
	愛知県農業共済組合
	一般社団法人愛知県配合飼料価格安定基金協会
	愛知県酪農農業協同組合
	愛知県人工授精師協会
	愛知県和牛改良協会
	一般社団法人愛知県養豚協会
	愛知県養豚農業協同組合
	一般社団法人愛知県養鶏協会
	愛知県競馬組合
	公益社団法人愛知県獣医師会
	愛知県飼料工業会
	一般社団法人全国動物薬品器材協会愛知県地方会
	愛知県豚熱感染拡大防止対策協議会
	愛知県環境局環境政策部自然環境課
	愛知県農業水産局農政部農業振興課野生イノシシ対策室
	愛知県農業水産局畜産課
家保（西部・中央・東部）	

(1) 平常時の取組

- ア 国から提供される情報の共有
- イ 飼養衛生管理基準の遵守事項及びその状況等の情報共有
- ウ 家畜の所有者等への研修会・説明会の開催
- エ 家畜の伝染性疾病発生時の協力事項の確認

(2) 家畜の伝染性疾病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時

- ア 人員及び資材の融通
- イ 周辺農場の飼養衛生管理状況確認等に係る協力
- ウ まん延防止対策への協力要請
- エ 疫学情報、経営再開支援策に係る情報共有

II 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応

- 1 国内において、口蹄疫、アフリカ豚熱、豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病が発生、又は野生動物で確認された場合には、速やかに家畜の所有者等、市町村、畜産関係団体、関連事業者及び産業動物獣医師等へ情報提供する。

また、当該疾病の発生等に伴い制限区域が設定された場合などには、家保は特定家畜伝染病防疫指針に基づき、制限区域内の農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を立入や直近の飼養衛生管理基準遵守状況確認結果等により確認する。併せて、制限区域外の関連する家畜の所有者等に対して、速やかに自己点検を実施し、その結果、改善が必要な場合は早急に対策を講じるよう指導する。

- 2 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認時には、既に病原体が衛生管理区域内に侵入している可能性があることを踏まえ、特に「衛生管理区域への病原体の侵入防止」及び「衛生管理区域外への病原体の拡散防止」が確実に実施されていることを確認し、不十分と判断される場合には、法第34条の2に基づき緊急の勧告又は命令を行う。

III 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

- 1 観光牧場、動物園及び愛玩動物等の所有者であっても、家畜を飼養している場合は飼養衛生管理基準を遵守する必要があるため、本計画の対象とする。
- 2 飼養環境・形態の特徴及び野生動物との接触の機会等を考慮の上、適切な衛生管理区域の設置及び消毒方法等の基本的な飼養衛生管理を重点的に指導する。
- 3 動物園や愛玩動物等の所有者を対象に指導等を行う場合には、必要に応じて畜産部局以外の関係部局（動物取扱業：保健医療局生活衛生部生活衛生課等）に飼養衛生管理基準遵守の重要性を説明した上で、連携して実効性のある指導をする。